シリーズ

ごみの減量・公平な負担のために

⑤ごみの減量策について

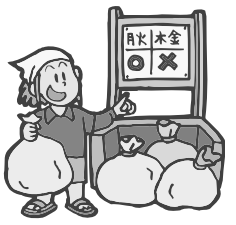

家庭ごみの有料化は、単純にごみの袋が有料になるというだけのものではありません。有料化になれば、当然ごみの出し方や、市民の皆さんの意識も変わります。そのことを通じて、市と皆さんで現在地域で抱えるさまざまなごみの課題を改善していきたいと考えています。

ごみ対策課では「ごみの減量・公平な負担のために」と題してごみの問題についてシリーズでお知らせしています。今回はその第5回目として、ごみの減量策について考えてみます。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

生ごみの大半は水分

台所の厨芥（ちゅうかい）ごみ（生ごみ）は50パーセント～80パーセントが水分といわれます。水分は焼却炉の温度を下げ、燃焼を不安定にします。ごみの水分が多いときは、不完全燃焼を防ぎ、焼却炉内の温度を保つため、都市ガスを吹き込まなくてはならないこともあります。ごみの水を切るだけで、ごみの減量だけでなく、環境に優しい安全なごみ処理にもつながります。

本来、水を切るための三角コーナーで、もともと乾いている野菜の皮などを濡らしたりしていませんか。ひと工夫することで、生ごみの水分量もずいぶん変わります。

また、市では生ごみを減量化する機器を購入された場合、購入費の一部を助成する制度を設けています。ぜひご検討ください。

残りの燃やせるごみは

生ごみ以外で、燃やせるごみの多くを占めるのは紙類です。汚れていたり、コーティングしてあったりして、リサイクルに向かない紙類もありますが、リサイクルできる紙素材もまだ見られます。紙製の手提げ袋などにまとめて紙の回収に出せば、燃やせるごみから資源物に変わります。

買い物するときには

ごみを減らすためには、ごみの出し方という出口の工夫もさることながら、入口を適正に管理することがより効果的です。マイバッグを持って買い物に行くのも大切ですが、よりごみになりにくいものを選択する目が一番重要です。過剰包装など、ごみになるものを減らすには、国や自治体からの指導よりも、消費者が「買わない」ことの方が、メーカーや販売者を動かす最も強い動機付けになります。百貨店の簡易包装や、詰め替え用の製品がどんどん生まれてきているのは、決して役所の指導によるものではありません。

不公平の解消のために

既にこのような減量のための努力をされている家庭は多くあります。もっとさまざまな方法を実践されているご家庭もあることでしょう。

しかし一方で、定められた通常の分別が不徹底だったり、資源物をごみとして出してしまう残念なケースもまだ見られます（上表参照）。本来、違法行為である集積所への粗大ごみなどの不法投棄物も絶えません。

ごみの処理には現在、年間およそ20億円の税金がかかっています。一世帯当たりにすると約4万円になります。これが現在の無料収集制度では、どんなに減量努力してもしなくても、同じ一律の負担です。

そこで、処理費用の一部を従量制、すなわちごみを多く出すほど負担が増えるという制度にすれば、不公平感が軽減され、ごみ分別を徹底しようと思う方も増えると考えられます。他市で徐々に実施されてきている家庭ごみの有料化制度は、ごみの減量はもちろん、こうした不公平感の解消も効果として期待できます。

ごみの減量策、環境対策は市と市民の皆さんが一体となって取り組んでこそ効果が上がります。ごみ減量へのご協力をお願いします。

燃やせるごみとして出されているごみの組成

	種別	戸建て地区	ファミリーマンション	ワンルームマンション
燃やせるごみ	生ごみ	43.9%	50.4%	25.5%
	ほか燃やせるごみ	26.7%	20.1%	27.3%
本来、燃やせるごみの対象とならないもの	紙類	15.8%	19.9%	19.7%
	枝葉	5.6%	1.6%	0.8%
	燃やせないごみ	2.0%	1.8%	8.0%
	容器包装プラスチック	2.5%	4.4%	12.0%
	ほか資源ごみ	3.5%	1.8%	6.7%

19年5月ごみ対策課調査

ごみトピックス

食用油リサイクルの実験を行なっています

9月から市では、一部地域で、不要となった天ぷら油などの家庭から出る廃食油を、市内業者がトラック燃料に変えるという試みを行っています。

人口当たりどのくらいの量の油が集まるのか、リサイクルに適さない異物の混入を防ぐことができるかどうか、継続可能な仕組みを作れるかどうかなどを検証しています。

▶市民の皆さんと企業の協力で実現しました

10月1日付 市人事異動

市では、10月1日付で課長級2人および係長の異動を行いました。課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職）。

【課長級】 福祉保健部障害福祉課長兼福祉支援係長事務取扱（福祉保健部障害福祉課長補佐兼福祉支援係長）相川浩一▽会計課長・会計管理者（会計課長・会計管理者兼出納係長事務取扱）小林尚生

詳しくは職員課☎470・7716へ。

国民年金だより

20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、やがて訪れる長い老後や万が一の病気やけがに備えることを目的として、日本国内に住む20歳～60歳の方の加入が義務付けられている制度です。

国民年金には、65歳から受け取ることができる老齢基礎年金や、万が一の病気やけがなどの場合に受け取ることができる障害基礎年金、死亡時に18歳未満の子のある妻や子に支給される遺族基礎年金等があります。これらの年金を受けるためには、国民年金に加入し、保険料を納付することが大切です。

20歳になったら、国民年金加入の届出用紙が送付されます。用紙を持参の上、市保険年金課（市役所1階）で国民年金加入の手続きが必要です（厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く）。

20歳前の傷病による障害基礎年金

20歳に達する前に、初診日（初めて医師の診療を受けた日）があり、その病気やけがにより20歳時に一定程度の障害状態にある場合は、請求により障害基礎年金が受けられます。

また、20歳に達する前に初診日があり、20歳に達した日～65歳に達する日の前日に一定の障害状態に至った場合は、その障害状態に至った日からの請求により、障害基礎年金を受けられます。

ただし、本人の所得制限（扶養親族等の人数に応じて異なります）やその他の年金を受けることができる場合、日本国内に住所を有しない場合には、支給停止となります。

国民年金について詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日等		会場
法律相談	5日・12日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	10月30日（木）	午前8時半から電話で生活文化課☎470・7777（代）	市役所2階相談室
	19日・26日			11月13日（木）		
登記相談	5日（水）午後1時から		司法書士	10月31日（金）		
表示登記相談	5日（水）午後1時から		土地家屋調査士	10月31日（金）		
税務相談	12日（水）午後1時から		税理士	11月7日（金）		
人権身の上相談	19日（水）午後1時から		人権擁護委員	11月11日（火）		
不動産相談	19日（水）午後1時から		宅地建物取引主任者	11月14日（金）		
交通事故相談	26日（水）午後1時から		弁護士	11月20日（木）		
相続・遺言・成年後見等手続相談	12日（水）午前10時から		行政書士	11月6日（木）		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	26日（水）午前10時から		社会保険労務士	11月21日（金）		
経営相談	平日の午前10時～午後4時		市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	10日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	10月20日（月）	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061	男女平等推進センター
	17日			10月31日（金）		
女性弁護士による法律相談	7日（金）午前9時半～午後零時半		女性弁護士	10月24日（金）		
教育相談室	火曜～土曜日	午前10時～午後5時※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667（成美教育文化会館内教育センター）		
	月曜～金曜日			滝山相談室☎475・8909（西中学校隣）		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736		

11月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	12日（水）午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	14日（金）午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者（児）相談	24時間随時☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	13日（木）午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課（市役所2階）

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、**電話なんでも相談**☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、**交通事故相談**☎03・5320・7733や**ヤミ金被害者相談**☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

◆**行政相談**…11月12日（水）午後1時～4時、市役所2階相談室。小山正勝氏（小山、☎471・3955）▽篠宮松美氏（南町、☎465・1839）▽岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）